

平成27年度版

保育園・認定こども園 入園のしおり



このしおりには、認定こども園・保育園への入園申込みの手続き
や必要書類、保育施設の所在地などが記載してあります。

申込みの前によく読んで、在園中も保管してください。

★お問い合わせ先★

江田島市 福祉保健部 子育て支援センター

電話：0823-42-2852

FAX：0823-42-3322

e-mail：jidou@city.etajima.hiroshima.jp

も く じ

1	子ども子育て支援新制度について【認定制度】	P. 1
2	保育施設と保育サービス	P. 3
3	入園までのながれ	P. 8
4	入園年齢とクラス編成	P. 9
5	申請に必要な書類	P. 9
6	保育料の負担について	P. 12
7	保育料徴収金基準表（案）	P. 13
8	保育料の軽減措置	P. 14
9	保育料の納付について	P. 14
10	年度中途の入園申込みについて	P. 15
11	保育施設の給食について	P. 15
12	市外からの入園（里帰り出産）などについて	P. 16
13	市内転園について	P. 16
14	市外転出による退園について	P. 16
15	保育解除（退園）について	P. 16
16	荒天時（台風等）の対応について	P. 17
17	保育園に関するQ&A	P. 17

★子ども・子育て支援新制度が始まります★

平成27年4月から全国一斉に「子ども・子育て支援新制度」が実施されます。このため、新年度の入園から保育園、認定こども園の利用手続きが変わりますので、この「入園のしおり」を確認して準備を進めてください。

1 認定制度

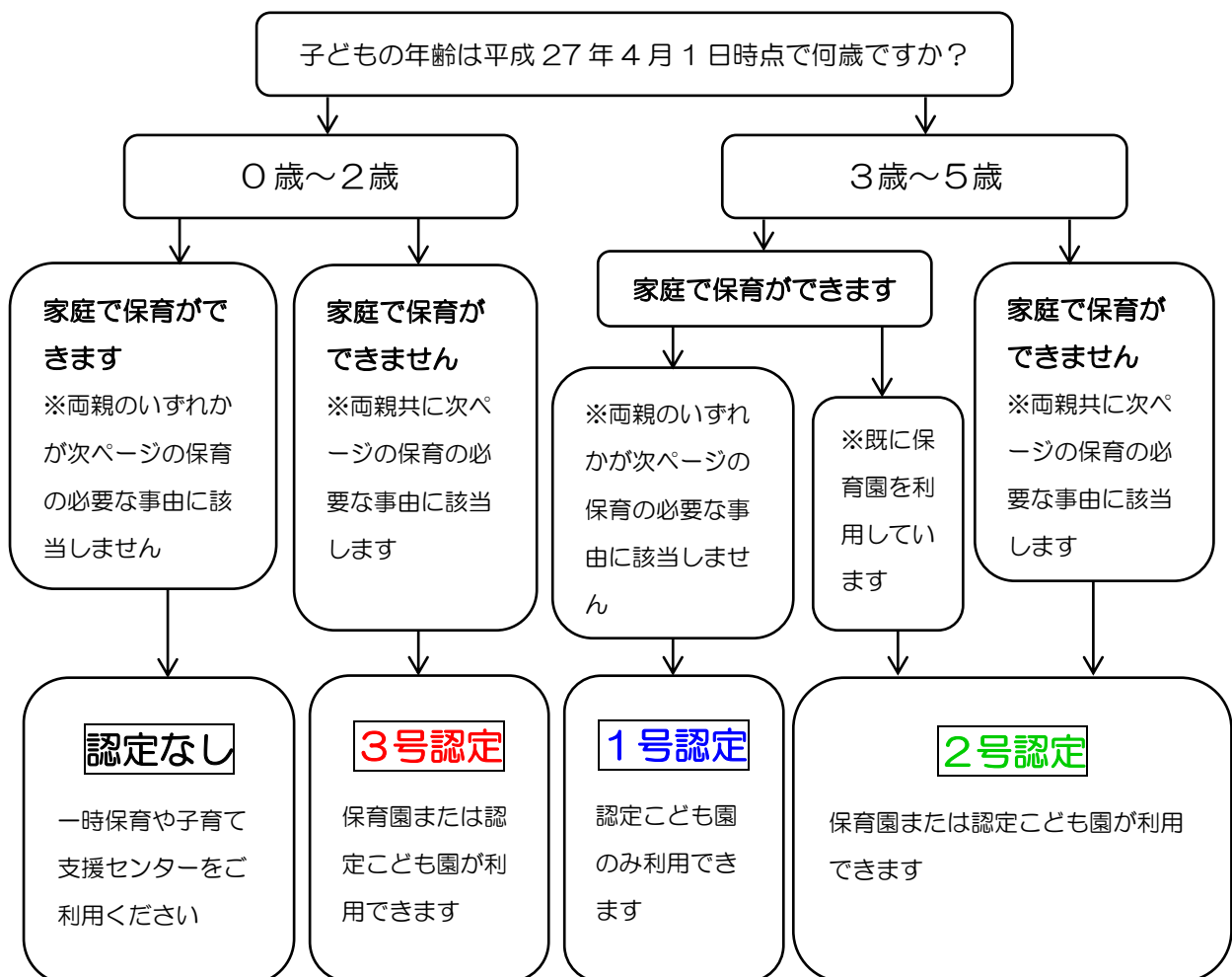
新制度では、「保育の必要性の認定」（以下「認定」という）の申請手続きを行い、認定区分を確認して希望する保育施設の入園申込みを提出します。

（１）認定区分と保育時間について

新制度では、新しく「認定」制度が導入され、子ども一人ひとりに「保育施設で保育する必要があるのか、また、１日につき何時間の利用とするのか」などを審査し認定証を交付します。

認定は、子どもの年齢や保護者の個々の事情に応じて教育標準時間認定（１号）と保育認定（２号・３号）に区分され、区分に応じた保育サービスを受けることになります。

（２）認定フロー図

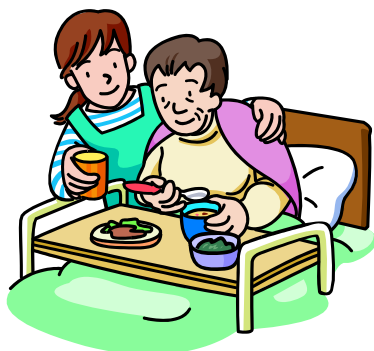


(3) 保育の必要性の認定事由

2号または3号認定を受けるためには、両親のいずれもが次の事由に該当する必要があります。また、認定事由により利用時間が区分されます。

認定事由	利用区分	内 容
就 労	短時間	家庭の外（会社等）や自営業のような自宅で1カ月当たり48時間以上の120時間未満の仕事をしている場合
	標準時間	家庭の外（会社等）や自営業のような自宅で1カ月当たり120時間以上の仕事をしている場合
妊娠・出産	標準時間	出産をする場合（入園期間：産前2カ月、産後2カ月）
疾病・障害	標準時間	病気、負傷、心身障害などの場合
介護・看護	標準時間	同居親族が病気のため、常時介護が必要な場合
災害復旧	標準時間	地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	短時間	就職のため求職活動する場合（90日間）
就 学	標準時間	学校、専修学校、職業訓練校等へ在学する場合
虐待・DV	標準時間	虐待やDVの被害を受けている（恐れがある）場合
育児休業	短時間	育児休業取得時に既に保育を利用して継続利用が必要な場合
その他	標準時間	上記に類すると市長が認める状態の場合 ※既に入園している児童（卒園まで）

※既に保育園に入園している子どもの継続利用については、引き続き同じ施設を利用できる経過措置があります。



（４）認定の種類と利用時間

認定は、子どもの年齢や保護者の就労状況により区分され、区分に応じて利用できる施設や時間が異なります。

認定区分		保育時間		利用できる施設
1号認定	教育標準時間	月～金曜 ※注1	8:30～13:00	認定こども園（教育）
2号認定 ※注2	保育短時間	月～土曜	8:00～16:00	保育園または 認定こども園（保育）
	保育標準時間		8:00～18:00	
3号認定	保育短時間		8:00～16:00	
	保育標準時間		8:00～18:00	

※注1：1号認定の子どもは、土曜日及び小中学校に合わせて夏季・冬季・春季の長期休園があります。

※注2：両親が共働きなど2号認定を受けられる事由であっても、祖父母などが送迎できる場合や仕事が午前中のみで午後のお迎えできる場合には、保育料が安い1号認定を選択することができます。

2 保育施設（保育園・認定こども園）と保育サービス

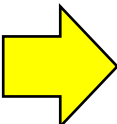
本市では、新年度から認定こども園を設置し、これに合わせて保育サービス（一時保育・延長保育）の実施園を変更します。

（１）認定こども園の設置

認定こども園とは、保育園に幼稚園機能を合わせ、3歳以上の子どもであれば保護者の就労状況に関わらず利用できる施設です。

新年度から1号認定を受ける子どもを受け入れるため、小用保育園・鹿川保育園・大古保育園を「認定こども園」に移行します。

1号認定の子どもは幼稚園機能を利用して、午前中は2号認定の子どもと一緒にクラス別教育・保育を実施します。

平成26年度まで		平成27年度から
小用保育園		認定こども園よう
鹿川保育園		認定こども園のうみ
大古保育園		認定こども園おおがき

■子どもの1日の活動内容（月曜日～金曜日）

年 齢	0 歳～2 歳		3 歳～5 歳			
認定区分	3 号認定		2 号認定		1 号認定	
	短時間	標準時間	短時間	標準時間	教育標準時間	
	開 園					
7 : 30	登園・検温・健康観察 持ち物整理（0 歳児を除く）		登園・健康観察・持ち物整理			
8 : 00						
8 : 30	あそび		あそび		登園・健康観察 持ち物整理	
9 : 00						
9 : 30	↑ クラス別教育・保育 ↓ 					
10 : 00						
11 : 15						
12 : 00	睡眠（0 歳児のみ）・あそび		手洗い・給食・歯みがき			
12 : 30						
13 : 00	睡眠・午睡 		あそび・ 注：午睡（ひるね）		降園 一時保育	
15 : 00						
16 : 00	手洗い（0 歳児を除く） 授乳・おやつ・個別検査		手洗い・おやつ・個別検査			
18 : 00						
19 : 00						
	閉 園					

※注：午睡（ひるね）は、年少児以下は通年、年中児・年長児は、6月～9月のみ

※保育園での1号認定受入れはできません。

■子どもの1日の活動内容（土曜日）

年 齢	0 ～ 2 歳 児		3 歳 児 以 上	
認 定 区 分	3 号 認 定		2 号 認 定	
	短 時 間	標 準 時 間	短 時 間	標 準 時 間
7 : 30 8 : 00	開 園			
	登園・検温・健康観察 持ち物整理（0 歳児を除く）		登園・健康観察・持ち物整理	
8 : 30 9 : 00	あそび		あそび	
9 : 30	手洗い・授乳・おやつ			
10 : 00	睡眠（0 歳児のみ）・あそび			
11 : 30				
12 : 00 13 : 00	手洗い・授乳・昼食（軽食） 歯みがき（0 歳児を除く）		手洗い・昼食（軽食）・歯みがき	
16 : 00	降園 延長保育	降園	降園 延長保育	降園
		延長保育		延長保育
18 : 00	閉 園			

※1号認定子どもは土曜休園です。

※1号認定子どもが土曜、長期休暇中に利用する場合は、一時保育の一般利用に準じます。

(2) 保育施設ごとの保育サービス内容

認定こども園を設置するため、保育施設の定員や特別保育（一時保育・延長保育）実施園が変更します。

保育施設名称	所在地	定員	受入年齢	延長保育		一時保育
				平日	土曜	
江田島保育園	江田島町中央 5-2-14	40	10 カ月			
認定こども園こよう	江田島町小用 1-15-1	90	6 カ月	○	○	○
切串保育園	江田島町切串 3-34-35	40	10 カ月			
宮ノ原保育園	江田島町宮ノ原 2-11-7	40	10 カ月			
認定こども園のうみ	能美町鹿川 3096-3	80	6 カ月	○	○	○
中町保育園	能美町中町 2322-1	80	10 カ月	×		×
三高保育園	沖美町三吉 2467-1	40	6 カ月	○	○	○
認定こども園おおがき	大柿町大原 1090-9	90	6 カ月	○	○	○
柿浦保育園	大柿町柿浦 2161	40	10 カ月		×	
飛渡瀬保育園	大柿町飛渡瀬 80-1	60	10 カ月			○

※保育施設最低基準による保育士数が確保できない場合、定員内でも入園をお断りする場合があります。

(3) 延長保育サービス

保護者の就労形態が多様化しており、働きやすい環境を整えるため、市内4か所の保育施設で通常の保育時間を延長して保育を実施します。

勤務時間や送迎時間を考慮し、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合には、入園申込みと併せ「延長保育申込書」を提出してください。

○申込要件：勤務時間、通勤時間などを考慮し、通常の降園時間にお迎えができない場合

○延長時間：2号・3号短時間保育 平日 16：00～19：00

土曜 13：00～16：00

2号・3号標準時間保育 平日 18：00～19：00

土曜 13：00～18：00

○利用料金：平日 2,000 円／月・土曜 1,000 円／月

※2号・3号短時間・標準時間に関わらず、同一料金になりますが、お迎えの時間については、登降園の届出書で確認させていただきます。

○利用申込：利用開始を希望する10日前まで

○延長承認：申込内容を審査し「延長保育承諾通知書」を送付します。

※新年度から土曜日の延長保育利用料が変更します。

(4) 一時保育サービス

断続的・緊急一時的に家庭で育児ができない時は、市内5か所の保育施設で一時保育を実施していますので、お気軽にご利用ください。

また、1号認定の子どもが通常の保育時間を超えて利用する場合には、一般利用者と区分して、お迎え時間に応じた一時保育が利用できますので、急用でお迎えが間に合わない場合にご利用ください。

一般利用者

○申込要件：市内在住（住民登録のある方）で、年齢が1歳～就学前の入園していない児童

○申込理由：①リフレッシュタイムがほしいとき 4回以内／月
②冠婚葬祭などで急な用事が入ったとき 14回以内／月
③仕事をしている間預けたいとき 14回以内／月
④入院、通院、介護などで保育できないとき 14回以内／月

○保育時間：平日8:00～16:00 土曜8:00～12:00

○利用申込：利用する日の5日前（日・祝日の場合はその前日）

○利用料金：1・2歳児 3,000円／回
3歳児以上 2,000円／回

※半日（午前・午後）の利用は半額

※新年度から利用料が変更していますのでご注意ください。

発表会などイベント開催日は受け入れできません。申込時には、利用予定の保育施設に事前にご相談ください。また、一時保育利用は傷害保険の適用がありませんので、ご了承ください。

1号認定利用者

○申込要件：認定こども園に通園している1号認定の子ども

○申込理由：緊急的に降園時間のお迎えに間に合わない場合

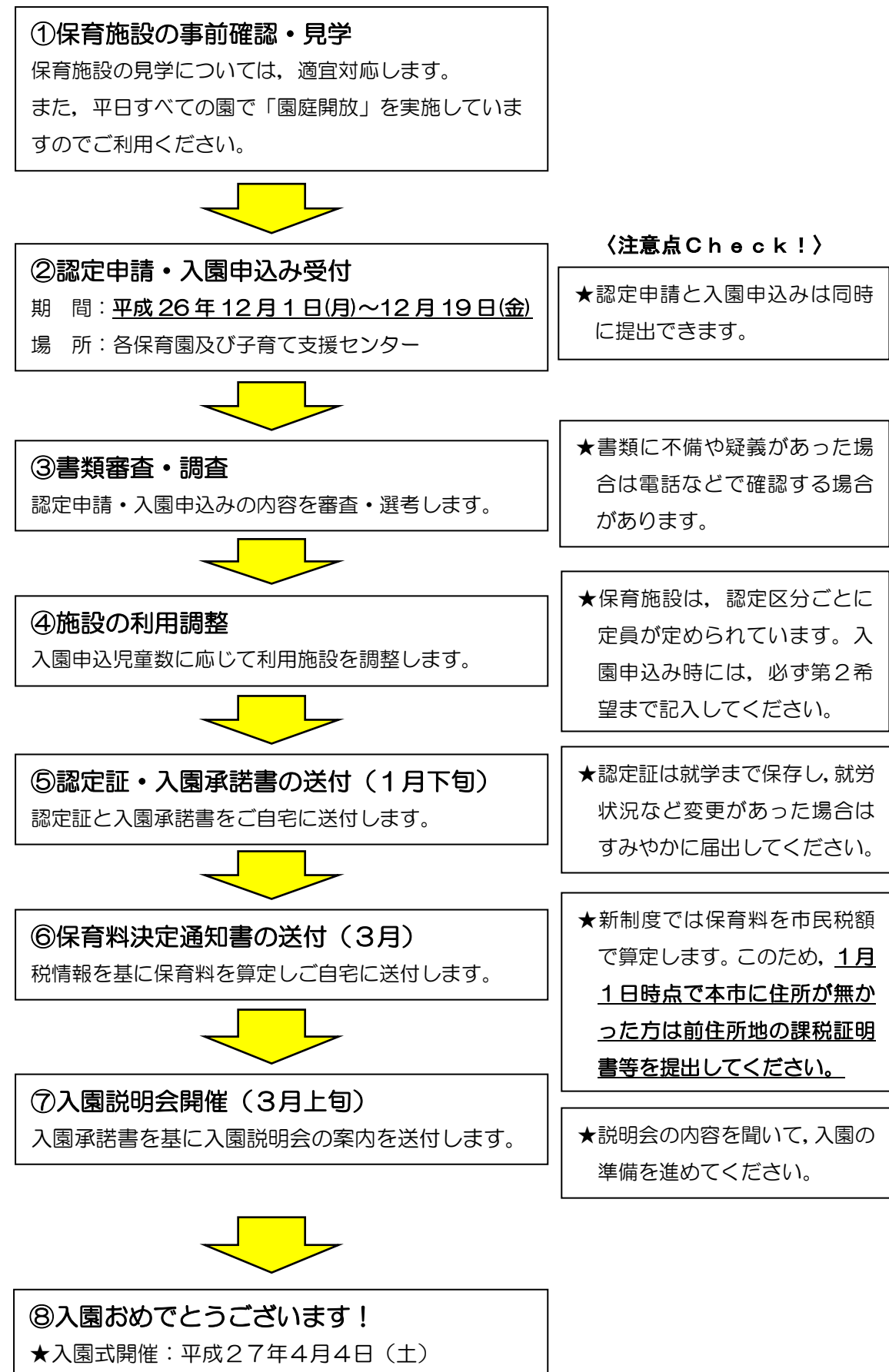
○保育時間：平日13:00～16:00

○利用申込：利用する日の前日（日・祝日の場合はその前日）

○利用料金：200円／時間

※1号認定の子どもが土曜日や長期休暇中に一時保育を利用する場合は、一般利用者に準じた利用になります

3 入園までの流れ



4 入園年齢とクラス編成

基本となるクラス編成については次のとおりです。基本的に0歳児・1歳児は合同で保育しますが、2歳児以上でも受入れ児童数によって異年齢の複式クラスを編成することがあります。

クラス編成	該当する生年月日
0歳児クラス	平成26年4月2日以降生まれ※注
1歳児クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ
2歳児クラス	平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ
3歳児クラス	平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ
4歳児クラス	平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ
5歳児クラス	平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ

※生後6か月を経過し、小学校入学前までの子どもが対象ですが、保育施設によって、受入れ開始年齢が異なります。（P6の保育園・認定こども園の保育サービス参照）

5 申請に必要な書類『※○数字は添付している書類番号』

（1）①認定申請書兼入園申込書

子ども一人ひとりを認定するため、記入項目が重複しますが、兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ提出してください。

また、家庭で保育できない2号・3号認定の場合は、必ず裏面の保育が必要な保護者の状況を記入し、添付書類を提出してください。

なお、兄弟姉妹で同時に申請する場合は、添付書類は1部でかまいません。

（2）②就労証明書

会社員等の場合に、父母の就労状況を確認するために必要です。

認定申請及び入園申込みに必要な書類である旨説明し、事業所の証明を受けてください。

なお、勤務形態、勤務時間等については実際の雇用形態を記入していただき、残業等の不規則な勤務状況は記入しないでください。

（3）③申立書

自営業、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、就学等を理由に認定を受ける場合に提出し、申し立て内容を証明できる資料を添付してください。

夫婦で経営する店舗運営等で父が経営者の場合は、経営者について申立書を提出し、母はその従業員として経営者が証明する就労証明書を提出してください。

(4) ④求職活動申立書

既に仕事を探している、またこれから就職活動をはじめると求職活動を理由に認定を受ける場合に提出してください。

求職活動の場合は90日以内に就労を決定し、期限を迎えるまでに就労証明書を提出し、保育期間を延長してください。

(5) ⑤登園・降園の届出書

子どもを送迎する際に、だれが・どのような方法で・何時に送り迎えをするのか届出させていただきます。

子どもはお母さんのお迎えを楽しみに待っています。届出された約束の時間にお迎えをお願いします。

(6) ⑥児童の健康状況表

子どもの健康状態をお知らせください。子どもの病状は急変する場合があります。園では、毎朝子どもの健康状態を確認していますが、早めに異変を確認するため、必ず健康状態をお知らせください。

(7) ⑦指示書（食物アレルギー用）

園では、給食やおやつを提供します。食物アレルギーの疾患がある場合には、必ず医師の指示書を提出してください。

(8) ⑧指示書

喘息やアトピー性皮膚炎などの疾患をもつ子どもについては、園で配慮が必要な事項について、医療機関が証明した指示書を提出してください。

(9) 税額が分かる書類

平成26年1月1日時点で父母ともに江田島市に住民登録があった場合には提出する必要はありません。住民登録が無かった方は、父母ともに前住所地の次のいずれかの資料を提出してください。

- 平成26年度市町村民税課税（非課税）証明書の写し
- 平成26年度市町村民税特別徴収税額通知書の写し
- 平成26年度市町村民税納税通知書の写し

※注：未申告のため、市県民税が未確定となっている方は、至急税務課の窓口で申告してください。

★期限付き入園についてご注意ください！

求職活動中（90日）や出産（産前2か月産後2か月計5か月）など、当初から認定要件に期限のあるものは、期限日をもって退園になります。

(10) 保育を必要とする証明書一覧（必ず父母の書類が必要）

※注：1号認定の子どもは必要ありません。

認定事由	提出書類番号	添付書類等
就労（外勤）	②就労証明書	勤務先で証明を受けてください
就労（自営等）	③申立書	営業許可証，直近の納品書，発注書等の写し等
妊娠・出産	③申立書	母子手帳の写し
疾病・障害	③申立書	診断書，障害者手帳の写し
介護	③申立書	診断書，障害者手帳の写し
災害復旧	③申立書	子育て支援センターで確認します
求職活動	④求職活動申立書	90日以内に就労証明書を提出してください
就学	③申立書	合格通知書・年間カリキュラムなど
虐待・DV	必要なし	子育て支援センターで確認します
育児休業	②就労証明書	勤務先で証明を受けてください

★提出書類チェックシート

番号	書類の名称	適用	☑チェック欄
①	認定申請書(兼)入園申込書	入園児童ごとに必要	☐
②	就労証明書	勤務事業所の証明が必要	☐
③	申立書	内職・自営業及び妊娠・出産など	☐
④	求職活動申立書	求職活動状況の確認のために必要	☐
⑤	登園・降園届出書	送迎方法，送迎時間確認のために必要	☐
⑥	児童の健康状況表	児童の健康状態を確認するために必要	☐
⑦	指示書（食物アレルギー用）	食物アレルギーがある場合	☐
⑧	指示書	健康管理に注意が必要な場合	☐
税額が分かる書類		保育料算定のために必要（転入者のみ）	☐
その他申立を証明する書類		母子健康手帳，身障手帳の写しなど	☐

6 保育料の負担について

保育施設の運営や給食・おやつの提供などの経費の一部を保育料として負担していただきます。

保育料の算定については、従来どおり保護者の世帯所得に応じて負担額を決定します。新制度では、保育料の算定基準が所得税額から市民税額に変更しますので、平成26年1月1日時点で本市に住民登録が無かった方は、入園申込み時に前住所地の課税証明書等（P10税額が分かる書類参照）を添付してください。

保育料のポイント

- ①保育料は、認定区分に応じて異なります。
- ②保育料は、市民税所得割額をもとに決定します。
※4月～8月分の保育料は前年度分の所得で、9月～3月分は当年度分の所得で算定しますので、年度途中の9月から保育料が変更することがあります。
- ③算定基準が変更するため、同じ保育園を継続して利用する場合でも保育料が変更することがあります。
- ④保育施設（保育園、認定こども園）によって保育料は変わりません。
- ⑤1号認定の子どもは、小学校と同じく夏休みなど長期休暇がありますが、通年で毎月同額の保育料を収めていただくことになります。
- ⑥生活保護世帯、ひとり親世帯、多子世帯等に対する保育料軽減措置は、今までどおり実施します。



7 保育料徴収金基準表（案）

◆2号・3号認定の保育料

階 層 区 分			3号認定		2号認定	
			0歳児～2歳児		3歳児～5歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯等		0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	母子世帯等	0	0	0	0
B2		その他世帯	4,500	4,500	3,000	3,000
C1	市民税所得割非課税 ※市民税均等割のみ	母子世帯等	7,300	6,500	5,200	4,700
C2		その他世帯	14,500	13,000	10,500	9,400
C3	市民税所得割額 48,600円未満	母子世帯等	9,000	8,100	7,000	6,300
C4		その他世帯	18,000	16,200	14,000	12,600
D1	市民税所得割額 48,600円以上 63,600円未満		20,000	18,000	15,000	13,500
D2	市民税所得割額 63,600円以上 78,600円未満		25,000	22,500	18,000	16,200
D3	市民税所得割額 78,600円以上 97,000円未満		30,000	27,000	25,000	22,500
D4	市民税所得割額 97,000円以上 125,100円未満		35,000	31,500	26,000	23,400
D5	市民税所得割額 125,100円以上 147,500円未満		40,000	36,000	27,000	24,300
D6	市民税所得割額 147,500円以上 169,000円未満		44,500	40,000	28,000	25,200
D7	市民税所得割額 169,000円以上 222,600円未満		50,000	45,000	29,000	26,100
D8	市民税所得割額 222,600円以上 269,100円未満		55,000	49,500	30,000	27,000
D9	市民税所得割額 269,100円以上 301,000円未満		61,000	54,900	31,000	27,900
D10	市民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満		70,000	63,000	32,000	28,800

※多子軽減措置・・・同時入園の2子目は半額になります。また、18歳未満を長子として3名以上扶養されている場合は、第3子以降が無料になります。

◆ 1号認定の保育料

階 層 区 分			3 歳以上児
A	生活保護世帯等		0
B1	市民税非課税世帯	母子世帯等	0
B2		その他世帯	2,400
C1	市民税所得割非課税 ※市民税均等割のみ	母子世帯等	3,300
C2		その他世帯	6,500
C3	市民税所得割額 77,100 円以下	母子世帯等	6,000
C4		その他世帯	12,000
C5	市民税所得割額 211,200 円以下		15,500
C6	市民税所得割額 211,201 円以上		20,600

8 保育料の軽減措置

- ① A～C4階層の場合、ひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯等については現行制度と同様に全額又は50%を軽減措置します。
- ② 満18歳未満の子を3人以上扶養している世帯については、第3子以降を無料とします。
- ③ 同一世帯の兄弟姉妹が2人以上同時に入園している場合は、第2子を半額に軽減しています。

9 保育料の納付について

本市では、口座振替による納付を推奨しています。手続きは、指定金融機関（広島銀行・もみじ銀行・呉信用金庫・呉農業協同組合・広島県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行）の窓口で備付けの「江田島市口座振替依頼書」に必要事項記入のうえ金融機関窓口へ提出してください。

※口座振替は各月末（土日祝日の場合は翌営業日）に引落とし処理されます。

引落としができない場合には、督促状を送付しますので、すみやかに金融機関の窓口で納めてください。

★保育料は、保育施設の運営や給食、おやつを提供するための大切な財源になります。互いに気持ち良く園生活を送るため、期限内の納付にご協力ください。

10 年度中途の入園申込みについて

年度途中で入園を希望される方についても、新年度入園と同じ手続きが必要になります。

このため、前の住所地で保育認定を受けていた場合でも、改めて本市で認定申請書と入園申込書を提出していただきます。

なお、未満児（2歳以下）の入園については、年度途中に定員を超過する場合があります。受入可能（定員）の状況を確認しますので、事前に保育施設か子育て支援センターにお問い合わせください。

受付期間：随時（原則、入園は各月1日となります。）

※申込みの締切りは、入園希望月の前月10日（土日祝日の場合は翌開園庁日）となります。

受付場所：各保育施設または子育て支援センター

受付時間：午前8時30分～午後5時まで

提出書類：新年度の入園と同じ



11 保育施設の給食について

本市では、新年度から子どもの成長に合わせた給食を提供するため、保育施設専用の給食センター「にこにこ給食センター」を設置し、食育の推進を図ります。

保育施設専属の管理栄養士が児童の成長に合わせた献立表を作成し、保護者の皆さまに1か月ごとにお知らせします。

アレルギーのある児童に対しては、医師の証明（指示書）を基に栄養士と保育園が協議してアレルギー成分を含む副食（おかず）について、除去食で対応します。また、重度の食物アレルギーなどの場合は、ご家庭から弁当をお持ちいただく場合もありますのでご了承ください。



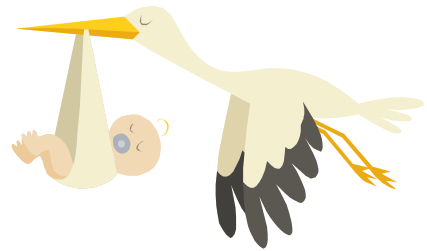
12 市外からの入園（里帰り出産など）について

保育施設の申込みは、住所地の市区町村で行うことが原則です。

ただし、勤務地が市外であったり、里帰り出産など住所地以外で保育を希望する場合には「保育施設の広域入所」制度があります。

この制度は、市区町村間で協定を締結したうえで保育業務を委託または受託することになります。

他市町の保育施設に入園を希望する場合は、子育て支援センターを通じて入園希望の保育施設の申込み締切日、必要書類、申込み条件などを確認してください。※市区町村によって、広域入園を受け入れていない場合があります。



13 市内転園について

市内転居などで保育施設を変更したい場合には、早めに通園中の保育施設または子育て支援センターにご相談ください。

転園先の施設に空きがない場合は、希望に添えないことがありますので、転園先の入園状況を確認したうえで「転園届」を提出してください。

14 市外転出による退園について

転勤など市外に転出する予定になった場合は、早めに保育施設または子育て支援センターへご相談のうえ退園の手続きをお願いします。

転出先で改めて認定申請と入園手続きをしていただくことになります。

なお、保育料については退園月を日割り計算し請求させていただきます。

15 保育解除（退園）について

次の場合には、退園していただきます。

- 1 保護者などが、お子さんを保育できることになったとき
- 2 お子さんが、疾病などで集団保育に耐えられないとき
- 3 江田島市外に引越したとき
（転出先の福祉事務所を通じて、引き続き通園できる場合もあります）
- 4 入園申込み事項に相違があったとき
- 5 保育が必要な状態が確認できないとき（罰則あり）

※2号・3号認定について、仕事を辞めた場合などは、必ず届出をしてください。

（保護者が、必要な報告、書類の提出、提示をしない場合や虚偽の報告、提出、提示、答弁をした場合には過料が科せられます）

16 荒天時（台風等）の対応について

原則、保育施設は休園しませんが、安全確保を最優先に天候に応じて登園を控えるなどご家庭でも適宜対応をお願いします。

1 午前6時の時点で台風に伴う警報が発令されている場合、教育委員会の判断で午前6時30分頃に防災行政無線で小中学校の休校または待機のお知らせをします。休校の場合は、保育施設の給食業務も停止されますので、登園される場合は昼食を持参させてください。

2 登園後に警報が発令された場合は、早めのお迎えをお願いすることがあります。

3 緊急の場合は、電話やメール配信システムでお知らせします。

メール配信サービス（れんらっこ）の登録は毎年度3月末にすべて解除します。引き続き在園する場合は新たに登録をお願いします。



17 よくあるご質問Q&A

Q 認定こども園ってどんな施設ですか。

A 認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の良さを併せた施設で、午前中は保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者が仕事を始めたり、仕事を辞めたりした場合でも通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴となります。

Q 新制度になると保育内容が変わりますか。

A 基本的な過ごし方は変わりません。

午前中は、教育を必要とする子ども（1号認定）と保育を必要とする子ども（2号認定）をクラス編成し、一緒の時間を過ごします。

Q 保育料はどうなりますか。

A 現行制度の負担水準を基本に市が条例等で定めます。現時点（H26・11）では確定していないため（案）を提示しています。（P12～P13基準表案参照）なお、保育料は認定区分で異なりますが、施設（保育園・認定こども園）によって変わりません。

Q 保育料はどのような方法で支払うのですか。

A 納付書払いまたは口座振替払いになります。

納付書払いの場合は、毎月15日頃に納付書を発送し月末が納期限になります。

また、口座振替払いの場合は、月末の引き落としになります。

本市では、口座振替払いを推進しています。市内の金融機関に備え付けている「口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。

Q 認定の有効期限が何年ですか。また、認定事由が変更した場合はどうなりますか。

A 3歳児以上の1号及び2号認定は、小学校就学前までを基本とします。

ただし、保育の必要性を受ける認定事由に該当しなくなった場合は、その時点までとなります。

就職や離職等で認定内容が変わったときは、すみやかに変更申請書を提出してください。（故意に申請しない場合は罰則規定があります）

また、認定事由に該当していることを確認するため、毎年1回現況届を提出していただきます。

Q 保育時間はどうなりますか。

A 保育時間は、認定区分に応じて異なります。（P3認定の種類と利用時間参照）

また、勤務や送迎の都合で、通常の保育時間にお迎えができない場合には、登園降園の届出書を確認したうえで、午後7時00分までの延長保育が利用できます。

Q 保育園・認定こども園の空き状況を知りたいのですが。

A 子育て支援センター（TEL42-2852）までお問い合わせください。

Q 保育園・認定こども園を見学させていただけますか。

A 保育施設又は子育て支援センターにお問い合わせください。

また、保育施設では、平日午前10時から11時まで園庭開放を実施していますので、お気軽にご利用ください。

Q 新年度の入園申込みは早くした方がよいですか。

A 先着順ではありません。

新年度入園申込みは、12月1日から12月19日まで受け付けします。期限内であれば、いつ申込みしても入園には影響しません。

なお、年度中途の入園申込みについては、事前に子育て支援センターに相談し、空き状況を確認のうえ、入園を希望する前月の10日までに書類を提出してください。

Q 認定申請書・入園申込書はどこにありますか。

A 各保育施設、子育て支援センター、本庁、各支所及びゆめタウン内の江田島サービスセンターにあります。

また、市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

Q 申込み書類の準備が間に合いません。

A 認定申請書及び認定に必要な書類は期限までに必ず提出してください。
認定ができない場合には、入園申込みを受け付けることができません。

Q 専業主婦です。現在、長男（4歳児）は保育園に通っています。来年度から二男（3歳）を長男と同じ保育園に入園させることはできますか。

A できません。

原則、専業主婦の家庭で3歳以上の子どもは1号認定になります。

しかし、長男は既に保育園に入園していますので、継続して利用できる経過措置があるため2号短時間認定として今までと同じ保育園を利用できます。二男については新制度施行後の新たな入園になりますので、1号認定として認定こども園しか利用することができません。

このため、兄弟を同じ保育施設に利用させたい場合は、長男も認定こども園に入園させることになります。

Q 自営業ですが、保育に必要な書類は何ですか。

A 経営者の場合は、営業許可証、屋号を確認できる確定申告書の写し、納品書や発注書など自営が確認できる書類を提出してください。

Q 主人が単身赴任していますが、夫婦の書類が必要ですか。

A 必要です。

別居であっても就労証明書等は2人分の書類を提出してください。

Q 第1希望の保育施設に必ず入れますか。

A 新年度募集については、希望に沿えるものと思います。

ただし、年度中途の申込みの場合は、施設の入園状況により第2希望の保育施設に変更いただく場合があります。

Q 入園の可否についてはいつ確認できますか。

A 新年度入園は、1月下旬頃ご自宅に認定書と入園承諾書を発送します。

途中入園の場合は、事前に子育て支援センターにご相談ください。施設の空き状況を確認し利用調整します。

Q 出産予定のため、上の子を預かってもらえますか。

A 出産予定月を含め産前産後各2か月、最長5か月間申し込みできます。

Q 勤務先が呉市（広島市）ですが、勤務先の近くの保育園に預けることができますか。

A 可能です。

本市で認定を受け、入園申込みすることになります。

ただし、保育施設の所在する市町に保育を委託しますので、入園状況により希望に沿えない場合もあります。

なお、里帰り出産などの場合も同様に本市で申込みすることができます。

Q 現在、就職活動中ですが、入園できますか。

A 求職活動を理由に、90日を限度として入園できます。

就職が決定した場合は、すみやかに就労証明書を提出していただき保育期間を延長してください。なお、90日間で就労が決定しない場合は、退園していただくことになります。

Q 保育料がいくらになるか知りたいのですが。

A 保育料は、保護者の前年の所得により決定します。

前年の世帯所得（父・母）総所得により支払われた「市民税所得割額」を基に保育料徴収金基準表（案）（P12～P13）に照らして算定します。

なお、住宅借入金など特別控除がある方は、控除前の税額により算定することになりますのでご注意ください。

Q 年度途中の保育料の変更はありますか。

A 4月から8月分の保育料については、前年の所得（市民税）により算定し9月から3月分について当年度分の所得（市民税）により算定します。

このため、毎年9月に算定替えすることとなりますので、年度途中に保育料が変更する場合があります。

Q 食物アレルギーがあるのですが、給食やおやつはどうなりますか。

A 本市では、新年度から保育施設専用の給食センターを設置し、専門の管理栄養士が子どもの栄養バランスを管理します。

アレルギー対応については、管理栄養士が保護者から提出された指示書を基に、献立表の成分を確認したうえで、園長と連携して除去食等で対応を図ります。

なお、代替の給食はありませんので、献立によっては、ご家庭から弁当を持参していただくこともあります。

